

# 兵庫県職員公益通報制度のお知らせ

この制度は公益通報者保護法の趣旨を踏まえ、県職員等による法令違反や職務上の義務違反等について、内部通報を受け付け、適切に対処しようとするものです。

この制度の活用により、透明で公正な県民に信頼される県政を推進するとともに、組織の活性化、健全化を図ります。

## 誰が通報できるのか (通報者の範囲)

- ①県職員  
(臨時・非常勤職員及び退職後1年以内の職員含む)
- ②県行政と密接な関連のある公社等の職員  
(臨時・非常勤職員及び退職後1年以内の職員含む)
- ③契約等に基づき県に労務を提供する者  
(清掃、警備等※役務の提供終了後1年以内含む)
- ④公社等の役員及び県に労務を提供する事業者の役員で当該事業に従事している者

## 何について通報できるのか (通報対象の範囲)

- 県・公社等の事業、職員等の行為のうち、  
①法令違反や職務上の義務違反、これらに至るおそれがあるもの
  - ②県政を推進するにあたり、県民の信頼を損なうおそれがあるものについて通報できます。
- \* 警察本部及び教育委員会は、別途、各機関で窓口が設置されています。

## 公益通報受付窓口

### ○ 内部窓口(公益通報相談員:本庁職員相談員) 県庁1号館13階

- ・通報方法: 電話、ファックス、メール、専用フォーム、郵送等

TEL・FAX

078-362-3661(直通) 内線 6522

E-mail

koekitsuho@pref.hyogo.lg.jp

Form

こちらからご入力ください

郵送先

〒650-8567兵庫県庁1号館13階公益通報相談員

### ○ 外部窓口(外部弁護士) ※個人が特定される内容は弁護士が秘匿します

- ・通報方法: 弁護士への直通メール、専用フォーム、郵送

Form

こちらからご入力ください

\* 詳細は、県HP又は庁内ポータルサイト「職員の相談窓口」(職員用)をご確認ください。

### ○ 通報内容の取扱い

- ・通報者が通報等をしたことにより、不利益な取扱いを受けないように  
通報者探索、範囲外共有、利益相反者による事案調査等は行いません

事案  
処理

是正措置等が必要な場合は、弁護士等の外部有識者で構成する  
「公益通報委員会」に意見聴取をしたうえで、対応を決定します  
通報者の氏名、通報内容など、通報者個人が特定・推定される  
情報については、非公開の取扱いとなるので、ご安心ください